平成２８年度やまぐち総合教育支援センター長期研修教員募集要項

山口県教育委員会

１　目　的

学校教育に関わる諸問題について目的意識をもって研修し、学校の中核を担う教員として求められる資質能力の向上を図り、本県教育の充実・発展に寄与する。

２　研究テーマ

＜個人研究＞下表に示す①～⑧のいずれかとする。

※具体的な研究テーマについては、資料１「研究テーマ及びその具体例」参照のこと。

①　各教科における言語活動の充実を図る授業づくりに関する研究
②　活用力を育む授業づくりに関する研究
③　指導と評価を一体化した授業づくりに関する研究
④　高等学校における教科指導の充実に関する研究
⑤　各教科におけるＩＣＴの活用に関する研究
⑥　特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援に関する研究
⑦　開発的・予防的生徒指導の充実に関する研究
⑧　その他、今日的教育課題に関する研究

＜共同研究＞

※総合教育支援センターの研究指導主事等と共同で行う研究（平成２８年度から新規に実施）

※共同研究の応募については、事前に総合教育支援センターにお問い合わせください。

Ⅰ　道徳教育の充実に関する研究（教育研修部）
Ⅱ　科学的な見方や考え方を養う理科の授業づくりに関する研究（教育支援部）

３　研修の概要

(1) 研修期間

平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの１年間とする。

(2) 研修場所

ア　やまぐち総合教育支援センター（研修期間中の「勤務公署」となる。）

イ　原籍校（研究実践校）

ウ　山口大学教育学部（担当教官からの助言、大学図書館の利用等）

エ　所長が研修のために特に必要と認めた場所

(3) 研修内容

ア　研究テーマに基づいた実践研究

イ　学校の中核を担う教員として求められる資質能力の向上に係る研修

(4) 研修の流れ

ア　研究テーマ・研究内容の決定

イ　原籍校での実践等を踏まえた研究活動

ウ　上記研修内容に係る関係研修講座の受講及び聴講

エ　研修講座の企画運営補助等

オ　「やまぐち教育フォーラム」（平成２９年２月開催予定）における発表

(5) 研修報告等

長期研修教員研修報告書を提出（研修報告書はセンターウェブサイトで公開）

４　募集人数

・小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）の教員７人程度

・高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）の教員２人程度

※国からの研修等定数の関係で、募集人数に変更の可能性がある。

５　応募資格

次のいずれにも該当する者

・山口県の公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員であること。
・年齢がおおむね４５歳以下であること。（十年経験者研修を修了していることが望ましい。）
・平成２８年度に十年経験者研修の対象でないこと。また、原則として教員免許状更新講習の対象者でないこと。
・やまぐち総合教育支援センター（平成１９年度までは山口県教育研修所）の長期研修教員として、過去に研修したことがないこと。
・原則として、現任校勤務年数が２年以上であること。

※研修期間中は、原則として原籍校及び他機関等の諸用務に従事できない。
※年齢及び現任校勤務年数は、平成２８年３月３１日現在のものとする。

６　申請手続

長期研修を希望する教員は、校長へ「長期研修申請書」（様式１）を提出すること。その際、様式２及び様式３に必要事項を記入し、併せて提出すること。

７　提出先及び提出期限

【市町立小・中学校及び下関商業高等学校】
・提出先　：関係市町教育委員会
・提出期限：関係市町教育委員会の指定期日

【県立学校】
・提出先　：やまぐち総合教育支援センター
・提出期限：平成２７年１１月１３日（金）

８　選考方法及び選考結果の通知

(1) 一次選考
ア　選考方法　　書類選考
イ　選考結果　　校長宛てに通知する（平成２８年１月中旬に通知予定)。

(2) 二次選考
ア　選考方法　　個人面接
イ　実施日　　平成２８年２月１日（月）
ウ　会場　　やまぐち総合教育支援センター
エ　選考結果　　校長宛てに通知する（平成２８年３月上旬に通知予定)。
※内定決定通知であり、人事異動通知書の交付をもって正式決定となる。

９　その他

(1) 長期研修教員は、教育公務員特例法第２２条第３項に基づき、山口県公立学校教員の身分を有したまま原籍校からやまぐち総合教育支援センターへ派遣する。服務監督は校長が行い、職務命令による職務研修として取り扱う。
(2) 総合教育支援センターを「勤務公署」とみなし、通勤手当を支給する。研修に係る原籍校や山口大学への旅行に限っては、出張とし旅費を支給する。
(3) 長期研修教員の研修中の災害又は通勤による災害については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の規定による。
(4) 長期研修教員を派遣した当該校には、必要な場合は、研修代替教員を配置する。
(5) やむを得ない理由により、研修の取りやめ、研修期間中における研修の中止又は中断を余儀なくされたときは、速やかに、その届出書を、やまぐち総合教育支援センター所長宛てに提出する。
(6) 研修期間中、研究活動等でパソコンが必要となる。

（資料１）

研究テーマ及びその具体例

＜個人研究＞

【研究テーマ①】各教科における言語活動の充実を図る授業づくりに関する研究

○アクティブ・ラーニングを取り入れた授業づくり
○小学校国語科における付けたい力に最適な言語活動の開発
○外国語科（英語）において４技能を総合的に育成する授業づくり
○協同的な学習活動を通して、思考力・判断力・表現力等を育む組織的な授業改善　等

【研究テーマ②】活用力を育む授業づくりに関する研究

○全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業づくり
○数量や図形を実感し豊かな感性を育てる算数的活動の工夫
○家庭科における問題解決能力の育成を図る指導
○活用力を育む授業づくりにつながる校内研修の工夫　等

【研究テーマ③】指導と評価を一体化した授業づくりに関する研究

○授業改善に向けて学校全体で取り組む授業評価の在り方
○社会科における思考力・判断力・表現力を高める評価
○外国語科（英語）における自己発信力を育成する指導と評価の工夫　等

【研究テーマ④】高等学校における教科指導の充実に関する研究

○国語科における「話すこと・聞くこと」の力を育成するための指導の工夫
○探究する力を養う地理歴史科・公民科の指導の工夫
○思考力・判断力・表現力を育む数学科の指導　等

【研究テーマ⑤】各教科におけるＩＣＴの活用に関する研究

○効果的にＩＣＴを活用する新しい授業スタイルの提案
○情報モラル教育に関する指導方法の工夫
○障害のある児童生徒の学習や学校生活を支援するＩＣＴ活用　等

【研究テーマ⑥】特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援に関する研究

○通常学級におけるインクルーシブ教育の推進について
○特別支援学校における職業教育の充実
○発達障害のある児童生徒の自立活動の指導　等

【研究テーマ⑦】開発的・予防的生徒指導の充実に関する研究

○いじめ・不登校未然防止に向けた教育的支援
○開発的・発達促進的教育相談の充実
○学校と家庭や地域、関係機関が連携した支援体制の充実　等

【研究テーマ⑧】その他、今日的教育課題に関する研究

○コミュニティ・スクールの取組を生かした学習指導の工夫
○やまぐち学習支援プログラムを活用した授業づくり
○系統的、計画的に取り組む外国語活動の指導の工夫
○小・中の学びをつなぐカリキュラムづくりと授業づくり
○複式学級の特徴を生かした授業づくり　等

※学校の課題や校内研修のテーマ等に基づいた研究も可能です。
※上記以外の研究テーマの具体例については、御相談ください。

＜共同研究＞

※総合教育支援センターの研究指導主事等と共同で行う研究（平成28年度から新規に実施）。
※共同研究の応募については、事前に総合教育支援センターにお問い合わせください。

Ⅰ　道徳教育の充実に関する研究（教育研修部）
Ⅱ　科学的な見方や考え方を養う理科の授業づくりに関する研究（教育支援部）